

ドライバーの皆さんへ

覚醒剤等の使用禁止の徹底

平素から当協会の業務、とりわけ交通安全対策事業の推進に対し、格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。しかしながら、平成28年の事業用貨物自動車の第1当事者の交通死亡事故の発生は、16件18人(昨年同期比+7人)となっております。

平成28年11月14日付で、北技保第345号、北海道運輸局自動車技術安全部長から「事業用自動車の運転者等の覚醒剤等の使用禁止の徹底について」と題する通達文書が発出されており、同じく平成28年11月16日付で公益社団法人 全日本トラック協会会長から同様の文書が発出されております。

平成28年11月10日、北海道のバス事業者、東京都のバス事業者のそれぞれ運転者が、覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕される事案が発生しました。

輸送の安全を使命とする自動車運送事業の信頼を根幹から大きく失墜させる決してあってはならない悪質なことであります。

我々、トラック運送業界の運転者の中から絶対にこのようなことがないように、運行管理者等は覚醒剤が身体に与える影響、人生の崩壊につながることを十分理解させるとともに、輸送の安全を脅かすことを再認識するよう指導してください。

また、点呼時のみならず、運転者の言動や健康状態の把握を徹底し、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等の確認をして覚醒剤は絶対使用させないようにしてください。

冬期の装備(チェーン)の準備

例年、冬期間において、北海道全体の峠において大型貨物車、大型トレーラー等が、凍結路面等によりスリップして大渋滞の原因となり一般交通に多大な迷惑をかける事案が毎年多発しております。

タイヤチェーンを常備していない貨物車が散見されることから、確実に積載して運行するようお願いいたします。